

地域意見交換会アンケートの結果及び都市マス改定素案への反映について

【海岸地区】

都市マスタープラン意見交換会アンケート (海岸地区)

分野	内容	対応 (新都市マスタープランでの記載内容)	新都市マスタープランでの記載箇所
土地利用	当地区は別荘地をスタートとする住宅地であるが、最近はミニ開発により、クラスター火災が問題となるほどの住宅密集地となっている。現在の環境を維持する為、今以上の開発制限を行うべきと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ●住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。 ●高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。 ●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。 	6-1-3 土地利用の方針 (1) 地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり
	北二、三丁目に一次避難場所としての公園を確保。都市マスタープランでは、駅周辺を基盤とした取組が主体だが、北二・三丁目周辺では高齢者死亡が多くなり、相続の影響で土地を売却、そこに数軒の家が新築される現状。クラスター火災対応が最優先である。	(低層住宅地における敷地細分化を抑制するため、平成24年2月に都市計画法に基づく「建築物の敷地面積の最低限度」を指定するとともに、発災時の延焼火災の被害を抑制することを目的に、平成29年12月1日に、準防火地域の指定を拡大しました。地域として更に厳しい規制をかける合意ができれば、建築協定や住民協定、景観協定等の活用も考えられます。)	6-5-3 住環境整備の方針 (1) 快適な住環境の形成 ○良好な住環境の形成
	住環境要素を考慮したら、住居の密集化を極力控え、まちづくり構想につなげる。人口減少を当然と考えて、都会からの人口誘致につなげる。		6-6-3 都市防災の方針 (1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害に備えた機能の整備
	雄三通りに接している土地の申請の際に、セットバックの配慮も建坪率の規則もされていない模様です。市の長期的施策を明確にし、遵守すべきでしょう。	(雄三通りは都市計画道路に位置付けられおり、都市計画事業の施行に支障がないよう、都市計画道路等の計画区域に建築できる建物(構造等の要件)は限られています。そのため、当該区域内において建物を建築する際には、その建物の構造等が基準に適合しているか確認を行い、支障がなければ許可している状況です。)	—
	警察、独身寮跡を海岸コミセンに利用してもらいたい。	警察独身寮の動向は、把握していません。→当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	—
廃水路の処分。	不要な水路は積極的に払い下げを実施しています。→当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	—	
交通体系整備(交通)	東海岸の南地区は路線バスの運行本数が減り、交通が不便になったことを理由とする高齢者が転居する例が散見され、この傾向は今後増加するものと考え。車の運転、自転車の利用が出来なくなった高齢者のために、現在以上のコミュニティバスの運行が求められる。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。 	6-2-3 交通体系整備の方針 (2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成 ○乗合交通の利便性向上
	排ガス車輛の減少を当然の要素と考え、併せてバス(電気、ハイブリット)使用の生活を拡大する方針を進める。	(環境面への配慮や高齢者等の移手段を確保するため、地域の交通の特性を考慮し、路線バスやコミュニティバスに限定せず、デマンド型乗合交通や施設送迎バスの活用等、地域に適した乗合交通のあり方を検討します。)	
	高齢化により買い物難民がいる。バス停の増設、コミュニティバスの充実。		
	茅ヶ崎駅南口より134号線までの雄三通りの車道と歩道部分のバリアフリー化、特に鉄砲通りから134号線までの歩道部分は車イスや走行車、自転車が安全に通れるように急ぐべし。同時に、無電柱化も進めてほしい。同様に一中通りの歩車道の整備も考えるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ●歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。 ●駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、歩行者が安心して通行することができる環境整備をめざします。 	6-2-3 交通体系整備の方針 (3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備
	雄三通りにおける歩道の整備(段差の解消他)	(雄三通りは県道であることから、市の都市計画道路や幹線市道の整備計画である「茅ヶ崎市道路整備プログラム」での位置づけがありません。また、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」において道路特定事業として位置付けており、実施主体は県となっていますが、実施時期や方法は検討中となっています。市での事業化は難しいことから、整備や改良を県へ要望することが考えられます。→当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。鉄砲道より北側の一中通りの整備は、「茅ヶ崎市道路整備プログラム」において第2期整備区間へ位置づけられていることから、個別計画にて進捗の管理を行っていきます。)	
雄三通りの交通量調査の結果と今後の方針が明らかにされないまま何年が経過しているのですか。「一方通行」、「二階建て構造道路」などを検討されたのでは。	(雄三通り一方通行社会実験結果につきましては、ホームページで公開しています。雄三通りについては、様々な検討を行っていますが、未だ方向性が定まっていない状況です。)	—	
狭い道、道路が多いため、歩行者優先、安全運転の励行、自転車の運転マナーの向上等にさらに取り組むこと。広い道路では、歩道の確保、並びに自転車の走行レーンの設定は有効的な取組みである。	<ul style="list-style-type: none"> ●歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。 ●「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。 ●交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。 	6-2-3 交通体系整備の方針 (3) 暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備	

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
交通体系整備 (交通)つづき	<p>道路交通法では、歩行者は右側を通行することになっていますが、茅ヶ崎駅構内では左側通行を呼びかけていて、統一されていない為、歩きにくい。特に高砂通りは狭いので危険。</p>	<p>●歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。 ●交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。</p>	<p>6-2-3 交通体系整備の方針 (3)暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備</p>
	<p>せっかく造った海岸のサイクリングロード、台風が来るたびに砂が道路に積み上がり自転車の走行が不可能になったり歩くことも出来ない状態がある。専門家のアイデア（設計）で改善すべきである（県へ働きかける）。ここはお年寄りや子どもたちの唯一の散歩道でもある。</p>	<p>海岸の保全については、国、県、市の役割分担に基づき、適切に連携して対応できるように働きかけます。 →当該の内容は、県や国等と調整する庁内関係課へ伝達しました。</p>	<p>—</p>
	<p>車いす利用などの弱者には特に考慮してバリアフリーや道路の整備などを計画してもらいたい。最後に年寄りや子どもたちも安心して安全に暮らせる街づくりが求められていると思います。</p>	<p>●歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。 ●駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、歩行者が安心して通行することができる環境整備をめざします。 (新都市マスタープランでは、まちづくりの基本理念として、バリアフリーやユニバーサルデザインを掲げていることから、道路整備等の際には当然のように配慮すべき事項としています。)</p>	<p>6-2-3 交通体系整備の方針 (3)暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備</p>
	<p>南地区、北地区の道路をもっと広くしてほしい。</p>	<p>●狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。 ●狭隘道路については、災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。</p>	<p>6-5-3 住環境整備の方針 (1)快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続 6-6-3 都市防災の方針 (1)災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備</p>
自然環境保全・緑地整備 (みどり)	<p>宅地の狭隘化が進行する中で、緑地が減少している。開発地区で提供されている緑地も規模が小さく、緑地確保の抜本的解決策には程遠い。すでに手遅れ感もあるが境界壁の植栽化など手を打っていかないと、さらに状況は悪くなると考える。</p>	<p>●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。 (みどりに関する個別計画である「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の改定を実施しており、当該計画を反映した内容として、身近なみどりに関する方針を記載しています。)</p>	<p>6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 (1)人々がふれあうみどりの充実 ○身近なみどりの充実</p>
	<p>市内に多かつた松林や緑地が年々減少している。開発も良いが、良い環境を維持することも大切。</p>		
	<p>町内の樹木は減少しています。道路等、意識的に植樹するよう願います。</p>		<p>—</p>
	<p>今のままでは少ないので、公園を海岸に造りみどりを増やす。</p>		<p>●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。 ●公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。</p>
<p>上下2車線となった134号線、中央分離帯には生え放題の雑草、市は県や国と一緒に草花などを植えることで環境を改善し、かつ、観光客を誘致する策を考えてほしい。縦割り行政から脱皮せよ。</p>	<p>国、県、市の役割分担に基づき、適切に連携して対応できるように働きかけを行います。 →当該の内容は、県や国等と調整する庁内関係課へ伝達しました。</p>	<p>—</p>	

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
都市景観 形成 (景観)	すでに、海岸地区においては守るべき自然景観は失われている。ある意味完成された住宅地であり、現在実施されている規制を厳格に実施する以外には手はないと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ●景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。 ●歴史的価値のある建造物の保存・活用や、浜見平地区や道の駅等の新たな拠点づくりに併せて、海岸地域の文化を体感・発信する公共空間づくりを進めます。 	<p>6-4-3 都市景観形成の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 景観資源と眺望を守り、継承する ○眺望景観の保全 ○歴史的史跡の保全
	先人が大切にしてきた現存する海、山などのまたとない景観を大切に、次の世代に引き継ぐ。		
	電信柱を地中に入れて下さい。		

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
住環境 整備 (住環境)	茅ヶ崎市でも代表的な住宅地であったが、開発が進み、状況は大いに変わっている。時代の変化の中で仕方のないことも思う。今までの別荘地的な住環境から変化に伴う、あるべき住環境を考え、「まちぢから協議会」などを中心として、住民自らの活動が求められると思う。	●人々が生活の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。 ●住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。	6-1-3 土地利用の方針 (1) 地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり
	環境的には住みやすいと思うが、ビルなどの高いものはあまり望まない。		
	人口減を考慮に加えたら、高層建築物や鉄筋仕様の住居を少なく、控えて建築する。	●高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。 (今後、人口減少とともに空き家等の発生が予測されていることから、高層建築物等の住居は自然に減少するものと考えられます。)	6-5-3 住環境整備の方針 (1) 快適な住環境の形成 ○良好な住環境の形成
	昨今のカラスの増え方は、異常ですが「駆除」や「保護」の方策がとられているようには見えない。生ごみ（燃えるごみ）処理対策は自治会「未加入者」（世帯）の協力とカラス対策の両面から取り組む必要があるはず。自治会への協力を要請する一方で、転入者や「未加入者」（世帯）への対応を市が徹底してください。		
	大きい家が売却され、建売住宅がどんどん増え、週2回の生ごみのケースが道路に所狭しと並んでおり、車の通行にも支障をきたしております。市としての対策をお願いします。	ごみ置き場は、一定規模以上の開発行為に対しては、場所や形状についての規制がありますが、戸建ての建替では規制がかからない状況です。環境部局と情報共有し、指導等の対応を図ります。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。 (ごみに関する問題については、総合計画基本構想のまちづくりの基本理念「まちづくり」ではなく、「暮らしづくり」（環境部局）で対応を図ります。)	—
	ごみ問題は茅ヶ崎市のみならず全国的なものであるが、各行政ではいろいろ知恵を絞って問題を解決している。美しい街、住み良い街になるよう、ごみ問題を積極的に考えてもらいたい。生ごみの戸別収集化、資源ごみの集積所分散化（現在30世帯以上で1か所と条例で決められているが、せめて10世帯程度に引き下げ）、マンションやアパートなどの管理会社・オーナーのごみ管理義務付け等。これらの会社やオーナーは地元にはおらず東京など近郊にあたり住んでいたりするため減多に現場へは来ない。		
	台風、豪雨による浸水被害を減少させるため、下水道の雨水・汚水の配管の分別化。	●日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、公共下水道施設維持管理計画に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。 ●浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備、市が管理する千ノ川の護岸整備を、下流側の河川の整備状況を踏まえて進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。 (合流区域は整備済みの区域であり、分流化の計画はありませんが、下水道施設の適切な維持管理を行うことに加え、土地利用の改変に応じて設置する貯留、浸透施設などの雨水流出抑制対策を推進しております。また、地域的に浸水が発生しやすい場所に関しては、既設の下水道施設の能力の範囲内において流下先を変える等の改良を行うことにより、浸水の軽減を図っております。)	6-5-3 住環境整備の方針 (1) 快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続 6-6-3 都市防災の方針 (1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○雨に強い都市基盤の整備
	各自治会に最低1ヶ所の公園。	●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 (1) 人々がふれあうみどりの充実 ○身近なみどりの充実
	公園を整備（樹木、花壇、遊具の充実）。幼児から大人まで楽しめる綺麗な公園。	●まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。 ●公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。	6-5-3 住環境整備の方針 (1) 快適な住環境の形成 ○良好な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続
	住民の高齢化に伴い空家が増加しつつある、空き家状態が長く続くことは付近の防犯上からも好ましくない。そこで行政側から何らかの助成的なサービス（市の施設として）住民に開放する等できないか。		
空家を市が借入れ、自治会館として提供する等の空家対策をしてはどうか。	●空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用をめざします。	6-5-3 住環境整備の方針 (1) 快適な住環境の形成 ○空き家・空き地等への施策推進	
空家対応を考慮し、公園部分の拡大につなげる。空間の拡大は防災にもつながり、個人住環境改善に寄与すると考えて積極化することが望ましい。			
空家の対策。			

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
都市防災	当地区の防災上の課題は、クラスター火災への対応である。現在、行政の支援を受けて地域をあげて感震ブレイカーの設置に取り組んでいる。しかし、法的な設置義務が課されていないため、「賽の河原の石積み」になりかねない。	<ul style="list-style-type: none"> ●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。 ●いざという時に地域で互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。 <p>（感震ブレイカーの法的な位置づけへの要望を学識経験者等を通じて引き続き実施します。）</p>	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害に備えた機能の整備 （３）自助・共助による取組の促進 ○地域と取り組む防災対策
	感震ブレイカー設置を徹底して、クラスター地域の汚名を返上し、周囲に空間を持つ街づくりを考える。		
	感震ブレイカーの普及に関して、自治会に加入していないアパートなどへの対策をどうするのか。		
	道路に面したブロック塀や大谷石塀、その他の安全性のチェックと所有者への行政よりの強い指導による早期の改修を進める。改修工事への補助金制度も考えるべし。	<ul style="list-style-type: none"> ●狭隘道路については、災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。 ●倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。 <p>（危険ブロック塀等の解消に向けた助成制度については、平成30年度下半期より緊急措置として「沿道景観形成事業」により工事費に対する助成を行っております。平成30年度以降につきましては、新たな助成制度の検討を行ってまいります。）</p>	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備
	未だブロック塀が多々あります。通学路は特に改善するよう補助金を出してでも安全な塀に変更するように。		
	道路が狭く、ちょっと中へ入ると迷路のような細い道が続く、道路の中寄りに電信柱がデンと立っているおかしな道路、倒れそうなブロック塀や垣、大地震では大きな被害をもたらす原因となろう。直ちに行政が主導して解決策を導いてほしい。		
	広域避難の場所の明示があるがどこにいけば良いか解りにくいよう感じます。また、当市においては、津波の対応はどの様に考えるのか明確ではない様に思う。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。 ●災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。 ●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。 ●避難所打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築をめざします。 	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害情報の伝達体制の整備 ○災害に備えた機能の整備 （３）自助・共助による取組の促進 ○地域と取り組む防災対策
	近隣地域内での避難所、また、コミュニティ的な会館もなく、防災を含めた地域活動に支障がある。		
	大規模災害や津波などの避難所は海側の地域に少なく、避難者数も住民全員をカバーできるか疑問である。見直しを更に行って住民の不安を払拭してもらいたい。		
	道路の拡幅、消火栓の拡充。	●狭隘道路については、災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備
地区ごとに進みが違いすぎなので、全体のバランスをとってほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。 ●いざという時に地域で互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。 <p>（都市マスタープランでは、全市の大きな都市づくりの方向性を示しています。引き続き、ワークショップや講習会等を通して市全体の防災意識が向上するよう努めてまいります。）</p>	6-6-3 都市防災の方針 （３）自助・共助による取組の促進 ○一人ひとりの防災意識の向上 ○地域と取り組む防災対策	
その他	本プランは将来を見据えた、実現可能なプランだと思います（長期プランともいえませんが）。プランを進めるにあたり、第一優先は、ハード面すなわち道路整備の促進（土地利用、交通、景観、防災）が最重要分野ではないかと思う。その中で各分野への対応が生じると考えます。財政が厳しい中、他の市町村は進めて、整備されているが茅ヶ崎は大幅に遅れている。市民の共通の課題である。実現不可能に近いプランは、「夢物語」となるので、避けた方が良く考える。	今後も引き続き「安全・安心」「快適」「便利」の視点で都市づくりを継続して推進していきますが、財政状況が厳しい事を理解した上で工夫していく事として、今回新たに「茅ヶ崎らしさ（価値・魅力）を高める都市づくり」を位置づけました。	—
	（南西地区・特に東に位置する東海岸地区）高齢者が多数住む街、小学校や中学校などがあり、子どもが多く住み、活動している街、美しい海岸と海がある街。	<p>将来都市像「多世代が共生している住みたい、住み続けたいまち」 ～みんなで育む やすらぎとにぎわいのある快適環境都市～</p> <p>（これからの都市づくりは、茅ヶ崎をより「価値あるまち」にして、子どもからお年寄りまで様々な方に、色々な使い方をしていただき、「多世代が交流し、つながり、共生できるまち」をめざしたいと考えています。）</p>	—